

○ 現行の基準と改正案の比較

6項イ(現行) 〔 〕内は病院	病室	廊下・ 納戸等	診察室・ 理学療法室	手術室・人工 血液透析室	トイレ・ 風呂
6,000㎡未満 〔3,000㎡未満〕					
6,000㎡以上 〔3,000㎡以上〕	○	○	※1		×



6項イ(改正案)	病室	廊下・ 納戸等	診察室・ 理学療法室	手術室・人工 血液透析室	トイレ・ 風呂
1,000㎡未満 ※2	○	×	※1		×
1,000㎡以上 ※3	○	○	※1		×

※1 スプリンクラーヘッドによる放水により人命に危険を及ぼす等のおそれがあると認められる場合には、ヘッドが免除されている。

※2 1,000㎡未満のものは、水道連結型スプリンクラー設備の設置が可能

※3 ヘッド免除場所は、屋内消火栓設備又は補助散水栓によりカバーする。

参考

○ 福祉施設における現行の基準

6項ハ	寝室	廊下・ 納戸等	デイルーム	トイレ・ 風呂
~6,000㎡				
6,000㎡~	○	○	○	×

6項ロ (H19以降)	寝室	廊下・ 納戸等	デイルーム	トイレ・ 風呂
~1,000㎡ ※2	○	×	○	×
1,000㎡~ ※3	○	○	○	×

小規模な施設の廊下は、多くの可燃物が置かれる可能性が低いため出火危険性が低い。万が一出火しても、延焼拡大が緩慢であること、職員の駆けつけ時間も短く消火器による初期消火が期待できること等からヘッドを免除している。

○病院・診療所等での一般的な可燃物を想定すると、6項ロと同様、水道連結型スプリンクラー設備を用いることによる延焼拡大抑制は可能。

○一方、消火性能が低いことを考慮し、不測の火災拡大により消防活動が著しく困難となることを避けるため、一定規模以下に設置を限定する必要がある(6項ロと同様に1,000㎡未満に限ることとしてはどうか)。